

(案)

府政科技第 号
令和元年 12 月 日

経済産業大臣
梶山 弘志 殿

総合科学技術・イノベーション会議
議長 安倍 晋三

令和元年度末に中長期目標期間が終了する特定国立研究開発法人の当該期間終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績に関する評価並びに業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容について意見

令和元年 10 月 9 日付け及び令和元年 11 月 22 日付けをもって通知のあった標記については、別紙の通り意見を述べる。

令和元年度末に中長期目標期間が終了する特定国立研究開発法人の当該期間終了時に見込まれる中長期目標期間における業務の実績に関する評価並びに業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容について、特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法（平成28年5月18日法律第43号）第5条第2項に基づき経済産業大臣より通知があったので、次の通り意見を述べる。

○特定国立研究開発法人産業技術総合研究所

【通知に対する意見】

経済産業大臣より通知があった上記法人の「中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務実績に関する評価について」及び「独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容について」の内容は妥当であるが、以下の点は今後検討が必要である。

・民間からの資金獲得額の目標のみを最重要目標としている点に関し、今後の目標設定と評価指標のあり方及びその評価方法については、産業技術総合研究所における使命や研究開発の方向性等を十分に考慮すること。

【次期中長期目標に向けた意見】

次期中長期目標の検討に際しては、特に次の点に留意することを求める。

革新的な技術シーズを事業化につなげる「橋渡し」機能の強化（地域イノベーションの推進及び戦略的な知的財産マネジメントに関する取組を含む）や国民生活・社会経済活動を支える技術基盤の構築に、引き続き取り組んでいただきたい。その際、目標設定と評価指標のあり方及びその評価方法については、産業技術総合研究所における使命や研究開発の方向性等を十分に考慮して検討いただき、民間からの資金獲得額の目標については、その達成状況だけでなく、達成に向けた取組やその成果についても注視すること。

また、特定国立研究開発法人として、理事長のマネジメントを発揮し、国際的に卓越した研究人材や技術経営力の強化に資する人材の確保・養成に取り組むとともに、国際標準化や海外機関との連携を積極的に進めるための体制構築に取り組む必要がある。

さらに、科学技術基本計画や統合イノベーション戦略の実現に向け、人工知能研究拠点や福島再生可能エネルギー研究所等の活動を推進するとともに、具体的な成果創出に取り組んでいただきたい。

これらが円滑かつ加速的に推進されるよう、産業技術総合研究所の主体的な取組に対して、適時適切に支援及び助言を行うこと。さらに、現行制度において実現困難な構想等については、総合科学技術・イノベーション会議に対し、制度の見直しについて、その具体的な方策を含め提起いただきたい。